

## 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	委員会規則（案） 第11条	<p>行政機関は悉皆性が高いデータが含まれる。悉皆性の高いデータを非識別加工情報として提供した場合、個人識別のリスクが高いことから、それを低減する措置として、規則第10条の加工基準に、サンプリングによる加工も加えることを提案する。</p> <p>その理由を説明する。非識別加工情報の加工基準、つまり同条は、個人情報保護委員会（平成28年11月）「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」における匿名加工情報の規則19条をベースにしていると思われる。民間事業者は、ある条件に該当する個人に関する個人情報を保有していたとしても、その条件に該当する、大半の個人に関する個人情報を保有していることは希であろう。一方、行政機関は、その業務の特質などから、ある条件に該当する個人の大多数に関する個人情報、つまり悉皆性が高い個人情報を保有していることがある。</p> <p>さて悉皆性の高いデータは、個人識別のリスクが高いことが知られている。例として、ある地域の検診データを想定してみる。当該データを所管する行政機関はその地域の住民、ほぼ全員の検診データを保有していることがあり、そしてその行政機関が、その検診データを非識別加工情報に加工・提供したとする。このときその非識別加工情報を手に入れた第三者が、その地域の住民一人に関する断片的な情報を持っていたとする。そしてその非識別加工情報と断片情報の突合せにより、その非識別加工情報の中に、その断片的な情報と類似性が高いのは一人であることがわかった場合、その一人は断片的な情報と同一個人とわかり、その結果、断片的な情報と、その一人に関する検診情報より作成された非識別加工情報を突合せることにより、その個人に関する情報は詳細化され、結果として特定の個人の識別に至るリスクは高くなる。</p> <p>こうした悉皆性の高いデータの個人識別リスクは、非識別加工情報以外、例えば統計情報等の作成においても知られており、その統計情報では、同様のリスクを低減するためにサンプリングが広く利用されている。非識別加工情報においてもサンプリングを導入して、上述のリスクを低減すべきである。</p> <p>悉皆性が高い個人情報を規則第10条により非識別加工情報を作成・提供するときは、その作成・提供に至るいずれかの過程で、その識別加工情報をサンプリングする、つまり一部の個人に関する情報を削除（レコード削除）しておく。これにより仮にある個人に関する断片的な情報と非識別加工情報の突合せにより、非識別加工情報の中に類似した情報の個人がいたとしても、同様に類似した情報の個人は、サンプリングにより削除された情報に含まれていた可能性があるため、その個人と断片的な情報の個人が同一とは断定できなくなり、個人の識別リス</p>	<p>サンプリングを含むレコード一部抽出は、本年2月に公表した匿名加工情報に関する事務局レポートにおいても元の個人情報データベース等に含まれていた個人情報が匿名加工情報データベース等にも入っているか否かの確度を下げる効果があるものとして紹介しており、悉皆性が高い情報を加工する場合等において一定の有用性があるものと考えられます。実際には、個々の個人情報ファイルの特質を勘案し、個別に検討することが適切と考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>クが低減できる。</p> <p>以上から、規則第 11 条に悉皆性の高い個人情報为非識別加工情報に加工するときはサンプリングを行うことを加えるべきである。なお、非識別加工情報は、提案に基づいて非識別加工情報の対象などを決まるが、仮に提案対象となる個人情報ファイルに悉皆性があり、さらにその提案においてその全件を非識別加工情報として提供を求められるケースはないといえない。そのとき行政機関が、個人識別リスクを下げる目的においては、全件データの加工・提供を避けるために明に規定しておくことは重要と考える。</p> <p>なお、個人識別リスクを低減する目的からは、サンプリングにおける抽出率は高くてもよい、つまり削除する情報は少なくできるので、非識別加工情報の有用性を下げることは少ない。さらにサンプリングを導入することは個人情報を非識別加工情報への加工を難しくすることもない。例えば規則 11 条 5 号の基準である、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異などに対して措置を講じようとしたが、その差異が残ってしまった場合でも、サンプリングを用いることにより、その差異となる特質をもつ個人は、サンプリングにより削除された情報に含まれる可能性が出てくるために、残ってしまった差異から個人を識別する可能性は低くなる。つまり差異の発見やそれに応じた加工を単純化する効果がある。</p> <p>ところでサンプリングの追加であるが、規則第 11 条に号を加え、そこに悉皆性が高い場合はサンプリングを行うことを明に書く方法もある。</p> <p>【個人】</p>	

## 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	委員会規則（案） 第10条	<p>独立行政法人等は悉皆性が高いデータが含まれる。悉皆性の高いデータを非識別加工情報として提供した場合、個人識別のリスクが高いことから、それを低減する措置として、規則第10条の加工基準に、サンプリングによる加工も加えることを提案する。</p> <p>その理由を説明する。非識別加工情報の加工基準、つまり同条は、個人情報保護委員会（平成28年11月）「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」における匿名加工情報の規則19条をベースにしていると思われる。民間事業者は、ある条件に該当する個人に関する個人情報を保有していたとしても、その条件に該当する、大半の個人に関する個人情報を保有していることは希であろう。一方、独立行政法人等は、その業務の特質などから、ある条件に該当する個人の大多数に関する個人情報、つまり悉皆性が高い個人情報を保有していることがある。</p> <p>さて悉皆性の高いデータは、個人識別のリスクが高いことが知られている。例として、ある地域の検診データを想定してみる。当該データを所管する独立行政法人等はその地域の住民、ほぼ全員の検診データを保有していることがあり、そしてその独立行政法人等が、その検診データを非識別加工情報に加工・提供したとする。このときその非識別加工情報を手に入れた第三者が、その地域の住民一人に関する断片的な情報を持っていたとする。そしてその非識別加工情報と断片情報の突合せにより、その非識別加工情報の中に、その断片的な情報と類似性が高いのは一人であることがわかった場合、その一人は断片的な情報と同一個人とわかり、その結果、断片的な情報と、その一人に関する検診情報より作成された非識別加工情報を突合せることにより、その個人に関する情報は詳細化され、結果として特定の個人の識別に至るリスクは高くなる。</p> <p>こうした悉皆性の高いデータの個人識別リスクは、非識別加工情報以外、例えば統計情報等の作成においても知られており、その統計情報では、同様のリスクを低減するためにサンプリングが広く利用されている。非識別加工情報においてもサンプリングを導入して、上述のリスクを低減すべきである。</p> <p>悉皆性が高い個人情報を規則第10条により非識別加工情報を作成・提供するときは、その作成・提供に至るいずれかの過程で、その識別加工情報をサンプリングする、つまり一部の個人に関する情報を削除（レコード削除）しておく。これにより仮にある個人に関する断片的な情報と非識別加工情報の突合せにより、非識別加工情報の中に類似した情報の個人がいたとしても、同様に類似した情報の個人は、サンプリングにより削除された情報に含まれていた可能</p>	<p>サンプリングを含むレコード一部抽出は、本年2月に公表した匿名加工情報に関する事務局レポートにおいても元の個人情報データベース等に含まれていた個人情報が匿名加工情報データベース等にも入っているか否かの確度を下げる効果があるものとして紹介しており、悉皆性が高い情報を加工する場合等において一定の有用性があるものと考えられます。実際には、個々の個人情報ファイルの特質を勘案し、個別に検討することが適切と考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>性があるので、その個人と断片的な情報の個人が同一とは断定できなくなり、個人の識別リスクが低減できる。</p> <p>以上から、規則第10条に悉皆性の高い個人情報を非識別加工情報に加工するときはサンプリングを行うことを加えるべきである。なお、非識別加工情報は、提案に基づいて非識別加工情報の対象などを決まるが、仮に提案対象となる個人情報ファイルに悉皆性があり、さらにその提案においてその全件を非識別加工情報として提供を求められるケースはないといえない。そのとき独立行政法人等が、個人識別リスクを下げる目的においては、全件データの加工・提供を避けるために明に規定しておくことは重要と考える。</p> <p>なお、個人識別リスクを低減する目的からは、サンプリングにおける抽出率は高くてもよい、つまり削除する情報は少なくできるので、非識別加工情報の有用性を下げることは少ない。さらにサンプリングを導入することは個人情報を非識別加工情報への加工を難しくすることもない。例えば規則10条5号の基準である、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異などに対して措置を講じようとしたが、その差異が残ってしまった場合でも、サンプリングを用いることにより、その差異となる特質をもつ個人は、サンプリングにより削除された情報に含まれる可能性が出てくるために、残ってしまった差異から個人を識別する可能性は低くなる。つまり差異の発見やそれに応じた加工を単純化する効果がある。</p> <p>ところでサンプリングの追加であるが、規則第10条に号を加え、そこに悉皆性が高い場合はサンプリングを行うことを明に書く方法もある。</p> <p>【個人】</p>	
2	委員会規則（案）別記様式第一～八	<p>様式について、法人の場合は法人番号を記載させるのが適切であると考え。これによって行政機関（及び場合により開示請求を求めた市民等）による法人の存在確認及び照会が容易になるので、その記入欄を設けるのが望ましいはずである（また、行政機関からの通知を行う場合にも併記しておくのが適切であると考え。）。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>【個人】</p>	<p>本委員会規則案第4条第4項第2号から第4号までの規定において、提案をする者が法人その他の団体である場合の確認書類を添付することを定めており、法人の存在確認及び照会のため、必要に応じ、法人番号（指定通知書）を求めることも可能としています。</p>